

ソーシャルワーク実習プログラムの内容と特徴

1. ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習のねらいと教育内容

本学で開講しているソーシャルワーク実習指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは社会福祉士受験資格を得るための指定科目「ソーシャルワーク実習指導」にあたる科目であり、ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱは、「ソーシャルワーク実習」にあたる科目になります。

これらの科目の教育内容（ねらいと教育に含むべき事項）は、以下の表のようになっています。本学では「ソーシャルワーク実習指導」の内容を2年次後期の科目である、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」と3年次前期開講科目である「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」、と3年次後期開講科目である「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」において、学習することになっています。また「ソーシャルワーク実習Ⅰ」は2年次の春休みに40時間以上、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」は3年次の夏休みに200時間以上の実習を行い「ソーシャルワーク実習」を学習します。

表 1-1 ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習の教育内容

	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
ソーシャルワーク実習指導	① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④ 実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価及び全体総括会

	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
ソーシャルワーク実習	① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源・フォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ① ★利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② ★利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ ★施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑨ ★社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ● アウトリーチ ● ネットワーキング ● コーディネーション ● ネゴシエーション ● ファシリテーション ● プレゼンテーション ● ソーシャルアクション ソーシャルワーク実習指導担当教員は、巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

2. 社会福祉士への道 ―4 年間のカリキュラムスケジュール―

入学と同時にソーシャルワーク実習のプログラムがスタートします。それは入学間もなく行われる社会福祉士国家試験受験による資格取得のための説明会です。この中で、2 年次の春休み及び 3 年次の夏休みに実施されるソーシャルワーク実習の概要を含めた 4 年間のスケジュール（表 3-1）等についての説明があります。以下では、各学年におけるスケジュールと留意点についてみていきます。

（1）1 年次のソーシャルワーク実習関連科目と留意点

1 年次のソーシャルワーク実習関連科目は社会福祉士の指定科目として、「医学一般」「心理学概論」「社会学概論」「社会福祉概論Ⅰ」「社会福祉概論Ⅱ」「ソーシャルワークⅠ」「ソーシャルワークⅡ」「高齢者福祉論」が開講されています。

また、社会福祉士の指定科目以外のソーシャルワーク実習関連科目として、「鹿児島社会福祉入門」が開講されています。

なかでも社会福祉の方法論であり、その導入部分にあたる「ソーシャルワークⅠ」「ソーシャルワークⅡ」は、ソーシャルワーク実習Ⅰ以前に履修し、単位を修得しなければ、ソーシャルワーク実習Ⅰの履修はできません。

（2）2 年次のソーシャルワーク実習関連科目と留意点

2 年次の春休みには 40 時間以上の「ソーシャルワーク実習Ⅰ」が行われます。

2 年次のソーシャルワーク実習関連科目には社会福祉士の指定科目として、「ソーシャルワークⅢ」「ソーシャルワークⅣ」「地域福祉論Ⅰ」「地域福祉論Ⅱ」「障害者福祉論」「子ども家庭福祉論」「公的扶助論」「保健医療サービス」「司法福祉」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅰ」が開講されます。このように 2 年次まででソーシャルワーク実習分野の各論部分に該当する科目がほぼ出そろいます。

また、社会福祉士の指定科目以外のソーシャルワーク実習関連科目として、「ソーシャルワーク実習入門」が開講されています。

「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を履修する者は「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」を履修しなければなりません。なお、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」については、履修要項に記載されている通り、「ソーシャルワークⅠ」「ソーシャルワークⅡ」「ソーシャルワークⅢ」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「ソーシャルワーク実習入門」の単位を修得していなければ履修できませんので、2 年履修登録と前期講義期間は特に注意が必要です。

2 年次には、ソーシャルワーク実習のための説明会等が始まります。

「ソーシャルワーク実習入門」

前期に開講される「ソーシャルワーク実習入門」では、ソーシャルワーク実習全体の理解、各分野のソーシャルワーク実習概要の把握、施設見学実習、分野別面接などを行います。それに伴い、ソーシャルワーク実習全体のオリエンテーション、施設見学オリエンテーション、施設見学事前学習、外部講師による各分野の講話などを実施します。また、授業の中盤には、ソーシャルワーク実習（分野選択等）のオリエンテーションを行います。具体的には、ソーシャルワーク実習分野の選定等とそれに関するレポート（ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ配属希望届）を提出してもらい、実習先となる施設や機関を暫定的に決定する作業を行っていきます。レポート等の提出には期限を設けますので、必ず提出期限を厳守してください。期限内の提出がない場合は、ソーシャルワーク実習に参加できない場合がありますので注意してください。

「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」

後期に開講される「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」では、あらためて教員によるソーシャルワーク実習全体の概要について説明が行われます。そして、ソーシャルワーク実習入門において暫定的に決定した実習先について、単位修得状況等を確認し分野変更面接等を含むオリエンテーションを行います。そのうえで、ソーシャルワーク実習Ⅰの実習先を決定し、ソーシャルワーク実習指導Ⅰの各クラスに分かれて授業が開始されます。なお、この時点ではソーシャルワーク実習Ⅱの実習先は暫定的なままです。ソーシャルワーク実習指導Ⅰでは全体でソーシャルワーク実習Ⅰ関係書類の記入を行います。各クラスでは、ソーシャルワークの基礎理解及び実習機関・施設における支援の実態やソーシャルワーク実習に際しての基本的態度などの理解を深めていきます。また、後半には、現場の指導者と担当教員で実習前調整などを行うソーシャルワーク実習Ⅰ事前協議会が実施されます。学生と現場の指導者との面談や学生の実習先訪問等については、各クラスで行いますので、担当教員の指示に沿って行動してください。

なお、ソーシャルワーク実習Ⅰは、2年次の春休みに実施されますが、その際の巡回指導及び実習報告書（総合的所感をまとめる）の作成などはソーシャルワーク実習指導Ⅰに含まれます。

（３）３年次のソーシャルワーク実習関連科目と留意点

３年次の夏休みには、200時間以上の「ソーシャルワーク実習Ⅱ」が行われます。

３年次のソーシャルワーク実習関連科目には社会福祉士の指定科目として、「社会福祉調査」「社会福祉運営管理」「社会保障論Ⅰ」「社会保障論Ⅱ」「権利擁護と成年後見制度」「ソーシャルワークⅤ」「ソーシャルワークⅥ」「ソーシャルワーク演習Ⅳ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」が開講されています。

なお「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」「ソーシャルワーク演習Ⅳ」は、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の学びを深めるために、以下のような内容で行われます。

「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」

前期に開講される「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」では、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ及びソーシャルワーク実習Ⅰを通した学びの振り返りや個々の課題を確認します。また、ソーシャルワーク実習Ⅱにむけて、ソーシャルワーク実習Ⅱ関係書類の記入を行い、各実習分野についての法制度や具体的な実習場面における援助技術の方法などを学びます。また、後半には実習現場の指導者を招き担当教員、学生との三者間での実習前の調整、面談などを行うソーシャルワーク実習Ⅱ事前協議会が行われます。実習先訪問等については、各クラスで行いますので、担当教員の指示に沿って行動してください。

「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」

後期に開講される「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」では、「実習評価表」「実習記録」などを用いて、実習目標や課題の達成について確認し、実習報告書の作成や実習報告会を通し、実習全体の振り返りを行い、今後の課題等を検討します。また、後半には、実習現場の指導者を招き担当教員、学生との三者間で実習後の振り返りを行うソーシャルワーク実習Ⅱ事後協議会が行われます。

なお、ソーシャルワーク実習Ⅱは3年次の夏休みに実施されますが、その際の巡回指導などは、ソーシャルワーク実習指導Ⅲに含まれます。

「ソーシャルワーク演習Ⅳ」

3年次後期に開講される「ソーシャルワーク演習Ⅳ」では、さまざまな分野で実習を行った学生と共に実習を振り返る演習を行います。実習で経験した出来事や気づきについて、他の学生や教員と共にこれまで学習した福祉の理論と方法を使って学びを深めていきます。

(4) 4年次での留意点

社会福祉士国家試験受験資格取得のためのプログラムは、カリキュラム上は3年次で終了するようになっていますが、不足している科目があれば、それらを履修し修得することが必要になります。また、4年次はソーシャルワーク実習を含む福祉教育の集大成として、演習（ゼミ）で演習論文の作成に取り組んでいくことになります。